

相談コーナー

子育てに関する相談は4ページをご覧ください。 小郡市役所 ☎72-2111

小郡市消費生活相談室

契約トラブル、悪質商法被害 等の消費者相談を受け付けます。

- ▶日時 毎週月・火・木・金曜 日/午前9時~正午、午後1 時~4時
- ▶会場・問い合わせ先 小郡市 消費生活相談室(市役所南別館 3階☎72-2111内線144)

心配ごと相談

暮らしや家庭での問題など、 さまざまな悩みや相談に応じます。

▶期日

- **一般相談** 11月1日(木)・15日 (木)・29日(木)
- ▶弁護士相談 11月8日(木)・22 日(木)
- ※弁護士相談は予約が必要です。8日の相談は1日(木)、22日の相談は15日(木)の午前9時から電話受付、先着6人。
- **▶時間** 午後 1 時 ~ 4 時
- ▶会場 総合保健福祉センター「あ すてらす」
- ▶申込・問い合わせ先 小郡市 社会福祉協議会☎73-1120

行政相談

行政の仕事や特殊法人の仕事 について、苦情や要望をお受け します。

- ▶**日時** 11月5日(月)/午前10 時~午後3時
- ▶会場 市役所北別館第2研修室
- ▶問い合わせ先 総務課防災・庶 務係(内線244)

司法書士による女性のための「無料法律相談会」

保護命令申立などの書類作成の仕方、多重債務問題、生活保護の受給手続き等について司法書士が無料で相談に応じます。 秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

- ▶**日時** 11月18日(日)/午前10 時~午後4時
- ▶場所 久留米市内(会場は面談予約の際に相談者に直接お伝えします)
- ▶申込方法 面談相談は電話で 事前に申し込み
- ▶申込先 福岡県青年司法書士 協議会(担当:司法書士 平郷) ☎092-752-8270(電話によ る相談も受け付けます)

特設人権相談

- ▶**日時** 11月16日(金)/午前10 時~午後3時
- ▶会場 人権教育啓発センター(旧 健康センター)
- ▶問い合わせ先 人権・同和対 策課(内線432)

身体障害者補聴器相談

- ▶**日時** 11月7日(水)/午後1時 ~2時
- **▶会場** 市役所東別館福祉課
- ▶問い合わせ先 福祉課社会福 祉係(内線442)

教育相談

- ▶**日時** 毎週月~金曜日/午前 9時~午後5時
- ▶会場 教育センター内教育相 談室(旧宝城幼稚園)
- ▶電話番号 フリーダイヤル ☎0120-73-7867
- ▶問い合わせ先 教務課教務係(内線512)

交通事故相談

- ▶日時 11月9日(金)・12日(月)・27日(火)・29日(木) /午前10時~午後4時
- **▶会場** 市役所北別館第2研修
- **▶問い合わせ先** 総務課防災・庶 務係(内線244)

子どもの養育費等に関する 法律相談

【昼間の相談 午後1時~3時】

▶日程 10月16日(火)、11月20日(火)、12月18日(火)、平成20年1月16日(水)、2月19日(火)、3月18日(火)

【夜間の相談 午後6時30分~ 8時30分】

- ▶ **日程** 10月23日(火)、11月13 日(火)・27日(火)、12月4日(火)・ 11日(火)、平成20年1月8日(火)・ 22日(火)、2月5日(火)・26日(火)、 3月11日(火)・25日(火)
- ▶会場 クローバープラザ6階・ 県母子寡婦福祉連合会事務局(春 日市原町3丁目)
- ▶申込方法 相談日前日までに 予約(1日4人、1人あたり相 談時間30分)
- ▶申込先 ☎092-584-3922 (平日午前9時~午後5時)

婦人母子相談

DVや母子家庭の悩み、また母子家庭の母、児童に対する就学支度・修学資金などの相談を受け付けます。また母子家庭等の生活の安定と自立に向けた相談や情報提供を行っています。

- ▶県相談日 11月7日(水)/午前9時~午後4時
- ▶市相談日 月・火・木・金/ 午前9時~午後4時
- ※8日(木)までに予約した人のみ 11日(日)午前9時~午後4時の 相談を受け付けます。
- ▶会場 市役所東別館福祉課(11 日のみ総合保健福祉センター「あ すてらす」☎72-6666)
- ▶申込・問い合わせ先 福祉課 社会福祉係(内線442)
- ※久留米保健福祉環境事務所では月曜~金曜まで女性に関する相談を受け付けています(午前8時30分~午後5時15分☎30-1072)

家庭児童相談室

児童(0~18歳)の健全育成と児童福祉の向上を図るため設けられています。お子さんにいての心配ごとを家庭や学校、地域社会とのかかわりの中で考え、解決のためのお手伝いをします。専任の相談員が相談に応じ、内容によっては専門機関等への紹介をします。秘密は厳守します。

- ▶相談日 月・火・木・金(祝日を除く)/午前9時~午後4時
- ▶会場 福祉事務所內家庭児童 相談室(市役所東別館)
- ※相談は来室を原則としますが、 電話でも受け付けています
- ▶問い合わせ先 福祉課児童家 庭係(内線445)

